

令和7年度大学生と協働で進める高千穂通りの利活用促進事業 企画提案公募実施要領

宮崎県では、「美しい宮崎づくり推進条例」の理念のもと、景観活動団体等のみなさまとともに県内各地で様々な景観創出につながる活動を行っています。

特に、高千穂通りでは、造園業者等の専門家と一般の県民や学生などで構成されるボランティア団体により造成された、都市景観と調和した美しいナチュラルガーデンが、通りに潤いと安らぎを与えています。

また、高千穂通りは、歩行者や自転車の安全で快適な通行空間や人々が滞在しやすい空間の創出を目的とした道路空間の再編整備（以下「再編整備」という。）が実施されているとともに、周辺に「ひなたキャンパス」が開設されたことに伴い、学生等の若い世代の流入も期待されています。

そのため、県は、このような新しい動きとこれまで大切に守られてきた風致を活用しながら、高千穂通りの利活用を促進することを目的に本事業を行いたいと考え、その受託者を選定するため、次のとおり企画提案公募を実施します。

1 事業の目的

県は、「美しい宮崎」の恩恵による高千穂通りの潤いと安らぎのある空間を活用して、再編整備後の高千穂通りの日常的な利活用を促進することを目的に本事業を実施する。

そのため、本事業において、利活用のモデルとなる実証イベント（以下「実証イベント」という。）を大学生と周辺企業等が連携して実施するための体制づくりを行うとともに、再編整備の推進、改善につながる、実証イベントを通じた利活用の障壁となる課題等の洗い出し等を行うものである。

2 業務委託の内容

別添仕様書のとおり。

3 契約上限額

2,470,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

また、委託料は概算払いにより支払う。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- （1） 法人格を有する団体であること。
- （2） 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- （3） 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- （4） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- (5) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 7 年 7 月 4 日（金） |
| (2) 質問票提出期限 | 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時 |
| (3) 参加申込期限 | 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和 7 年 7 月下旬～8 月上旬頃 |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問票（別紙 1）の提出

企画提案競技及び業務委託仕様書に関する質問は、別紙 1「質問票」を提出すること。

- ① 提出先 本要領「11 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ② 提出期限 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時まで
- ③ 提出方法 電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 回答 回答は軽微なものの除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない）。

(2) 参加申込書（別紙 2）の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、別紙 2「企画提案競技参加申込書」を提出すること。また、併せて「誓約書」及び「納税証明書（県税に未納がないことの証明。原則として参加申込書を提出する日から 3 か月以内のもの（写しでも可。）。）」も提出すること。

※誓約書については先に電子メール又はファックスで送付し、企画提案書等の提出の際に原本を提出すること。

- ① 提出先 本要領「11 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ② 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時まで

- ③ 提出方法 電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- (3) 企画提案書等の提出
- ① 企画提案書の内容
本実施要領2「業務委託の内容」を参照の上、提案すること。
- ② 提出書類等（各7部）
- ア 企画書
- ・各社の提案は、1案のみとする。
 - ・書式はA4判とし、ページ番号を挿入の上、一冊にまとめる。
- イ 費用見積書（原本1部）
- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
 - ・具体的な費用内訳を記載し、税抜き表示を基本とすること。
 - ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、事業名は、「令和7年度大学生と協働で進める高千穂通りの利活用促進事業 業務委託」とする。
- ウ 誓約書（1部）
- ・別紙3により提出すること
- ③ 提出期限等
- ア 提出期限
令和7年7月25日（金）午後5時（必着）
- イ 提出先
本要領「11 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ウ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ④ 留意事項
提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- (4) 審査
- 次の各項目について審査を行い、順位点の合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。
- ① 内容構合力
- ・業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
 - ・計画的な業務スケジュール及び実施体制となっているか。
- ② 提案内容
- ・大学生との連携について、進捗や運営を適正に管理できる体制のもと、参加者を幅広く（可能であれば大学生以外の学生（高等専門学校や高等学校の学生等。）も含む。）巻き込める具体的な提案となっているか。
 - ・再編整備に伴う利活用促進を目的に発足した「高千穂通りほこみち推進会議」に加盟する企業や団体等と連携し、将来に向けた環境づくりにつながる体制になっているか。
 - ・大学生による実証イベントの企画、実施をサポートできる体制になっているか。また、実証イベントが、将来的に、県民による日常的な利活用のモデルとして適切な

規模や内容となるようアドバイスできる体制となっているか。

- ・本県の陸の玄関口でもある宮崎駅に直結した高千穂通りの地理的特性や、通りの景観及び風致、また、周囲の環境等をいかした実証イベントとなるようアドバイスできる体制となっているか。
- ・本事業を契機に、「美しい宮崎づくり」による景観や活動がもたらす社会的価値や恩恵（まちや地域の活性化に不可欠な潤いと安らぎのある空間など。）を有効に活用するとともに、将来世代に継承する機運の醸成につなげることができる内容となっているか。

③ 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる人材や体制が確保されているか。

④ 見積金額

- ・必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか。

⑤ 実績

- ・大学生を中心とした検証チームや、企業や地域を巻き込んだ体制づくりにおいて、これまでの実績や経験等をふまえた明確な提案となっているか。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和7年7月下旬から8月上旬頃を目途に、採択・不採択にかかわらず通知する。

(6) 参加資格の欠格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。また、欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

- (1) この企画提案競技に係る説明会は開催しない。
- (2) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出書類については返却しない。
- (5) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (6) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に

打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。

- (7) 新型コロナウイルス感染症等の状況により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性がある。

11 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県県土整備部都市計画課 美しい宮崎づくり推進室

美しい宮崎づくり推進担当 田中

電 話 0985-24-0041

ファックス 0985-32-4456

電子メール utukushii@pref.miyazaki.lg.jp